

その他の特例等について

徴収猶予 (法第 15 条)

次の場合には、徴収が猶予されることがあります。

1. 財産が震災、風水害、火災等の災害又は盗難にあったとき。
2. 本人や生計を一にする親族が病気や負傷をしたとき。
3. 事業を休業・廃業したとき。
4. 事業上著しい損失を受けたとき。

猶予される期間は、1 年以内ですが、事情により 2 年まで延長することができます。

申請による換価の猶予 (法第 15 条の 6)

県税を一時に納付することにより、事業の継続や生活の維持を困難にするおそれがあり、県税の納付について誠実な意思があると認められる方が、その県税の納期限から 6 か月以内に、県税事務所に申請することにより、換価の猶予が認められる場合があります。猶予される期間は 1 年以内ですが、事情により 2 年まで延長することができます。※申請する県税以外に、既に滞納となっている県税がある場合には、原則として、申請による換価の猶予は認められません。

期限の延長 (法第 20 条の 5 の 2、条例第 26 条)

災害等により、期限までに申告や納税などができない場合には、2 月以内で納期限が延長されます。

減 免

次に掲げる場合で、知事が必要と認めるときには、税が減免されます。

◇個人県民税 (法第 45 条)

個人の市民税・町民税が減免された場合

◇法人県民税 (法第 61 条、条例第 40 条)

1. 次に掲げる法人のうち、収益事業を行わないもの
公共法人※、公益社団法人、公益財団法人、管理組合法人※、団地管理組合法人※、認可地縁団体、特定非営利活動法人 (NPO 法人) (※) 減免の対象外となる法人があります。
2. 収益事業を行っている特定非営利活動法人 (NPO 法人) の、法人設立 3 年以内に終了する事業年度が赤字の場合

◇個人事業税 (法第 72 条の 62、条例第 44 条の 2)

1. 災害により甚大な被害を受けた場合
2. 生活困窮のため公私の扶助を受けている場合

◇不動産取得税（法第73条の31、条例第53条）

1. 災害により滅失又は損壊した不動産に代わる不動産を取得した場合
2. 取得した不動産がその取得の直後に災害により滅失又は損壊した場合
3. 特定非営利活動法人（NPO 法人）が、特定非営利活動に係る事業の用に専ら供する不動産を、法人設立後1年以内に無償で譲渡を受けた場合
4. 自治会集会場（公民館）の用に供する不動産を取得した場合
5. 土地区画整理事業の施行に伴い代替家屋を取得した場合 など

◇自動車税環境性能割（法第167条、条例第86条の9）

1. 取得した自動車はその取得の日から一月以内に災害により滅失し、又は損壊した場合
2. 災害により滅失し、又は損壊した自動車に代わる自動車を当該災害のやんだ日から6月以内に取得した場合
3. 身体障害者が歩行困難なため所有し、自ら運転するため取得した場合
4. 身体障害者又は精神障害者若しくは知的障害者のために生計を一にする者が運転する自動車を、当該身体障害者又は精神障害者若しくは知的障害者が取得する場合（身体障害者で年齢18歳未満の者又は精神障害者若しくは知的障害者の場合は、生計を一にする者の取得でも可）
5. 身体障害者等世帯の身体障害者又は精神障害者若しくは知的障害者のためにこれらの人を常時介護する者が運転する自動車を、当該身体障害者又は精神障害者若しくは知的障害者が取得する場合（身体障害者で年齢18歳未満の者又は精神障害者若しくは知的障害者の場合は、生計を一にする者の取得でも可）
6. 構造上身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車を取得した場合
7. 専ら身体障害者が運転するための構造変更がなされた自動車のうち、営業用のものを取得した場合
8. 特定非営利活動法人（NPO 法人）が、法人設立後1年以内に無償で自動車の譲渡を受けた場合

◇自動車税種別割（法第177条の17、条例第91条～91条の5）

1. 災害により被害を受け相当の修繕を要する場合
2. 身体障害者が歩行困難なため所有し、自ら運転する場合
3. 身体障害者又は精神障害者若しくは知的障害者のために生計を一にする者が運転する自動車を、当該身体障害者又は精神障害者若しくは知的障害者が所有する場合（身体障害者で年齢18歳未満の者又は精神障害者若しくは知的障害者の場合は、生計を一にする者の所有でも可）
4. 身体障害者等世帯の身体障害者又は精神障害者若しくは知的障害者のためにこれらの人を常時介護する者が運転する自動車を、当該身体障害者又は精神障害者若しくは知的障害者が所有する場合（身体障害者で年齢18歳未満の者又は精神障害者若しくは知的障害者の場合は、生計を一にする者の所有でも可）
5. 構造上身体障害者等の利用に専ら供するためのものと認められる自動車であって、身体障害者等の利用に供されている自動車を所有する場合
6. 生活路線を運行する一般乗合用バスを所有する場合
7. 中古自動車販売業者が商品として所有し、かつ、展示している自動車を所有する場合

課税免除

公益上その他の事由により、知事が課税を不相当と認める場合には、税が免除されます。

◇自動車税種別割（法第6条、条例第11条ほか）

次に掲げる自動車は、申請により自動車税種別割の課税が免除されます。

※課税免除の種類によっては、申請者（施設）ごとに課税免除できる自動車の台数が制限される場合があります。詳細につきましては、県税事務所に御確認ください。

1. 公的団体が巡回検診のために使用するレントゲン車、ガン検診車等
2. 社会福祉施設等利用者の通所用自動車
3. 幼稚園又は幼保連携型認定こども園が園児の送迎に使用する自動車 など

徴収猶予・換価の猶予・減免などの手続

徴収猶予・申請による換価の猶予・減免・課税免除などを受けようとする方は、徴収猶予申請書や換価猶予申請書、減免申請書、課税免除申請書を県税事務所に提出してください。

なお、申請の際には、徴収猶予・減免などを受ける理由により所定の書類の添付が必要です。

また、身体障害者又は精神障害者若しくは知的障害者の自動車税・軽自動車税環境性能割の減免の申請の際には、身体障害者手帳（身体障害者手帳の交付を受けていない場合は、戦傷病者手帳でも可）、又は精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証若しくは療育手帳と自動車検査証・運転免許証の提示も必要となります。

県税に対する不服の申立

県税の賦課、徴収の処分について不服がある場合には、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、滞納処分等に関しては、審査請求ができる期間等について制限がありますから御注意ください。

東日本大震災により被害を受けた場合の特例措置

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により被害を受けられた方については、滅失・損壊した家屋やその敷地に代わる家屋・土地を取得した場合の不動産取得税について、軽減措置等を受けることができます。詳しくは、香川県県税事務所又は香川県税務課にお問い合わせください。

また、国税についても、所得税の軽減・免除などの特例があります。詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせいただくか、国税庁ホームページをご覧ください。

県税関係書類における押印の見直しについて

県民、事業者からの県税関係の申告、届出等の手続について、一部の手続を除き、令和3年4月から押印を不要とする見直しを行いました。

押印不要とする対象：県民、事業者からの申告・届出等の手続

※委任状、口座振替依頼書など印鑑の照合を行う必要があるものを除きます。

なお、当面、押印欄のある申請書等も使用可能です。

また、押印しないことを強制するものではないため、押印されていても従前どおり受け付けます。